⑺　Contact point for tender documentation : Seiji Sato, Senior Officer of Contracts Division, Contracts Division, Otaru Development and Construction Department, Hokkaido Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism 1―15―5, shiomidai, Otaru, Hokkaido 047―8555, Japan TEL 0134―23―5176

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成29年6月9日
阪神高速道路株式会社契約責任者
建設・更新事業本部長　今木　博久
◎調達機関番号　421　◎所在地番号　27
○平成29年阪神高速公告第14号

1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　大和川線舗装その他工事（電子入札対象案件）
⑶　工事場所　大阪府堺市堺区築港八幡町～松原市三宅西付近
⑷　工事内容　本工事は、大阪府道高速大和川線の舗装及び上面整備を行う工事である。
⑸　工期　契約締結日の翌日から平成32年3月31日
⑹　工事概算数量
連続鉄筋コンクリート舗装工
約100,000㎡
アスファルト舗装工　約21,000㎡
路面排水工　1式
すりつけ版工　1式
コンクリート舗装補強版工　1式
導水工　1式
付属施設工　1式
トンネル付属物工　1式
道路付属施設工　1式
国道26号鉄砲ランプ接続部改良工　1式
上面整備工　1式
共通仮設費　1式
⑺　本工事は、あらかじめ指定する技術提案を求め、品質確保のための体制を確認し、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（標準型・通常タイプ）の試行工事である。
⑻　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥの対象工事である。
⑼　本工事は、全ての入札参加者から入札価格に対応する工事費内訳書の提出を求める工事である。
⑽　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。
⑾　本工事は、入札を原則として電子入札システムで行う対象工事であり、阪神高速道路株式会社ホームページに掲載の電子入札運用基準を適用する。なお、例外的に電子入札によりがたい者は、競争参加資格確認申請書及び添付書類（以下「申請書等」という。）の提出時までに、同基準に基づき阪神高速道路株式会社（以下、旧阪神高速道路公団を含め、「阪神高速」という。）の承諾を得て紙入札方式によることができる。ただし、紙入札方式は郵送等による入札のみとし、直接（持参）入札は認めない。

2　競争参加資格
⑴　阪神高速道路株式会社契約規則（平成23年阪神高速規則第10号）第6条の規定に該当しない者であること。
⑵　開札時に阪神高速における「舗装」に係る平成29・30年度の一般競争参加資格の認定を受けていること。
⑶　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、阪神高速が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。
⑷　施工能力点　単体又は2者による特定建設工事共同企業体によるものとする。ただし、
①　単体の場合は、開札時に阪神高速における「舗装」に係る平成29・30年度の一般競争参加資格の認定の際に客観的事項について算定した点数（施工能力点）が1,150点以上の者であること。
②　特定建設工事共同企業体の場合は、開札時に代表者は阪神高速における「舗装」に係る一般参加競争参加資格の認定の際に客観的事項について算出した点数（施工能力点）が1,150点以上の者であること。構成員は阪神高速における「舗装」に係る一般参加競争参加資格の認定の際に客観的事項について算出した点数（施工能力点）が1,000点以上の者であること。
⑸　施工実績　平成14年度以降に元請けとして、下記に示す施工実績（完成し引渡しが済んでいるものに限る。以下同じ。）を有すること。なお、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。
ただし、阪神高速が発注した工事の場合は、工事成績評定点が65点未満の工事は施工実績として認めない。また、国、地方公共団体及び公共工事の入札契約の適正化の促進に関する法律第2条第1項の政令で定める法人（以下「他の機関」という。）が発注した工事の場合は、他の機関が施工実績として認めない点数未満の工事も施工実績として認めない。
①　単体の場合は、下記に示す施工実績を有すること。
・道路トンネル内における面積40,000㎡以上の連続鉄筋コンクリート舗装工事（コンポジット舗装の下層連続鉄筋コンクリート版の施工も含む）
②　特定建設工事共同企業体の場合は、以下のとおり。
ア）代表者は、①に同じ。
イ）構成員は、下記に示す施工実績を有すること。
・道路における面積10,000㎡以上の舗装工事
⑹　技術提案書及び品質確保体制確認書　下記3⑵に示す評価項目に対する当該工事における技術提案を記載した技術提案書及び品質確保のための体制に関する内容を記載した品質確保体制確認書が適切であること。なお、詳細については、入札説明書を参照すること。
⑺　工事成績評定点　阪神高速が発注した工事のうち、過去2年度（平成27年度及び平成28年度）に完成し引渡した工事の実績がある場合は、平成27年度及び平成28年度の工事成績評定点の平均が2年連続で65点未満でないこと。
⑻　配置予定技術者　次に掲げる基準を満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を当該工事に工期の開始時から専任で配置できること。
①　下記に示すいずれかの資格を有する者であること。
・一級土木施工管理技士
・技術士（建設部門）
②　平成14年度以降に、元請けの現場代理人、監理技術者、主任技術者又は担当技術者として、下記に示す工事経験を有する者であること。なお、評価対象期間に産前休業、産後休業、育児休業、介護休業及び傷病休業を取得した場合は、休業期間に応じて工事経験として求める期間を1年単位で延長するための申請を行うことができる。ただし、工事経験の取り扱いは、上記⑸の施工実績の取り扱いに同じ。
・道路における面積20,000㎡以上の連続鉄筋コンクリート舗装工事（コンポジット舗装の下層連続鉄筋コンクリート版の施工も含む）
③　配置予定技術者を監理技術者とする場合は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
④　専任の監理技術者等にあっては、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的な雇用関係とは、申請書等提出日以前に3か月以上の雇用関係にあることをいう。
⑤　配置予定技術者を主任技術者とする場合は、下請契約の金額を建設業法により許可されている範囲内とすること。なお、申請書等提出時に下請契約の金額が未定である場合は、配置予定技術者は監理技術者として登録すること。
⑼　競争参加停止措置　申請書等の提出期限日から開札時までの期間に、阪神高速道路株式会社競争参加資格停止等取扱要領に基づく競争参加停止措置（以下「競争参加停止措置」という。）を受けていないこと。
⑽　暴力団等排除措置規則　申請書等の提出期限日から開札時までの期間に、阪神高速道路株式会社暴力団等排除措置規則に基づく入札等除外措置を受けておらず、かつ、同規則別表に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。
⑾　設計業務等の受託者等との関連　本工事に係る設計業務等の受託者等（受託者が設計共同体の場合は、当該設計共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。また、当該工事に係る設計業務等の受託者である設計共同企業体の各構成員又は当該構成員と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。